

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は2006年の設立当初より、「徹底的な顧客満足の追求」を経営理念の一つとし、顧客や取引先の皆様との強い信頼関係を軸に、誠実にビジネスに取り組んでまいりました。現在はインターネット通販事業にとどまらず、BtoB事業分野への参入など、新規事業にも積極的に取り組んでおります。このように経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しております。株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。また、監査役会における取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社諸規程を遵守すべく、内部統制機能の充実化を図り、迅速かつ適正な情報開示を実現できる体制を構築しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しておりますので、本項目に記載すべき事項はございません。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------|-----------|-------|
| 新村 祐三  | 1,310,000 | 61.68 |
| 天池 祥子  | 170,000   | 8.00  |
| 新村 佐麻美 | 160,000   | 7.53  |
| 三輪 真理  | 66,000    | 3.11  |
| 松尾 由美  | 60,000    | 2.82  |
| 町田 美帆  | 50,000    | 2.35  |
| 天野 桂介  | 50,000    | 2.35  |
| 新村 理紗  | 40,000    | 1.88  |
| 速水 健史  | 38,000    | 1.79  |
| 城戸 沙絵子 | 30,000    | 1.41  |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 新村 祐三 |
|-----------------|-------|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

### 補足説明

大株主の状況は、平成30年3月31日時点の情報に基づき記載しております。

### 3. 企業属性

|             |         |
|-------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
|-------------|---------|

|     |    |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

|    |     |
|----|-----|
| 業種 | 小売業 |
|----|-----|

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
|---------------------|--------|

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満   |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、利益相反取引については、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社では全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に取引を開始する取引先においては、取引先の反社チェックにあわせて、関連当事者に該当するか否かの判断を行っております。その上で、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の妥当性を確保する体制を築いております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 7 名    |
| 定款上の取締役の任期             | 2 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 5 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 吉崎 浩一郎 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 守屋 実   | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                             |
|--------|------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉崎 浩一郎 | ○    | _____        | 投資家としての経験や海外での事業展開等の経験を有しており、社外取締役として経営全般に関して適切な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。 |

|      |   |       |                                                                                                                                                                         |
|------|---|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 守屋 実 | ○ | _____ | 新規事業を数多く立ち上げられてきた豊富なビジネス経験を当社の経営全般に活かされることを期待できることから、平成28年11月に社外監査役から社外取締役へ変更いたしました。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。 |
|------|---|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 3 名    |
| 監査役の人数     | 3 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査法人は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を行うほか、定期的面談の実施による監査状況の共有、たな卸及び事業所監査の立会等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。監査役及び内部監査部門は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を行うほか、月1回の定期会合を持ち、監査の状況、結果、改善状況を共有し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等について協議し、連携して監査を実施しております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名    |

会社との関係(1)

| 氏名     | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 石割 由紀人 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 寺西 章悟  | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |   |   |

- 会社との関係についての選択項目  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|----------|--------------|-------|
|----|----------|--------------|-------|

|        |  |                                                                                 |                                                                                  |
|--------|--|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 石割 由紀人 |  | 石割氏は、平成22年12月から平成27年5月まで、株式公開・資本政策に関する顧問を務めておりましたが、当社監査役就任とともに、当該顧問契約を解約しております。 | 会計士として専門的見地から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に関する適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。 |
| 寺西 章悟  |  | 寺西氏には、平成29年5月に弁護士としての意見書の作成を単発的に依頼しております。                                       | 弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を期待できることから、社外監査役として専任しております。           |

## 【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 2名 |
|---------|----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

社外取締役吉崎氏及び社外取締役守屋氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

## 【インセンティブ関係】

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|-----------------------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

「役員報酬の決定に関する基本方針」(平成28年11月21日制定)において、下記の通り規定しております。

1. 社内取締役(社外取締役以外をいう)

(1)社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

(2)社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各取締役の職責・役位及び業績等に基づき算定する。

2. 社外取締役

(1)社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を行うことができる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

(2)社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各取締役の経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |
|-----------------|-----------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、原則として1年以上在籍している社内取締役及び従業員に対して付与しております。

なお、社内監査役が保有するストックオプションは、従業員時代に付与されたものであります。

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

報酬総額が1億円以上の者はおりませんので、個別報酬の開示は行っておりません。役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の報酬については、株主総会にて決議された範囲にて、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の授權を受けた代表取締役社長が決定しております。監査役の報酬については、株主総会で決議された範囲にて、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行っております。取締役会の議案について管理部より事前に通知し、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役より重要会議の議事、結果を報告するとともに、監査役監査、監査法人、内部監査部門間の情報共有を促進しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む5名の取締役によって構成されており、原則毎月1回定期的に開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況等について討議し、決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行う機関として位置づけ運営しております。なお、社外取締役については、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有することに加え、高い独立性を重視し選任しております。

### 2. 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名及び社外監査役2名により監査役会を構成しております。監査役会は、監査の方針や監査計画等を決定するとともに、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を行っております。また、内部監査部及び監査法人と緊密な連携を保ち積極的に情報交換を行うことにより、監査の有効性及び効率性を高めております。なお、社外監査役については、1名は弁護士、1名は公認会計士であり、高い専門性と独立性を重視し選任しております。

### 3. 経営会議

当社は、取締役会や監査役会などの法定の組織のほか、経営会議を設置しております。経営会議は社内取締役3名、常勤監査役1名、全部門長で構成され、原則毎月1回、さらに必要に応じて臨時で開催され、業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。

### 4. 内部監査

当社における内部監査は、業務の整備状況及び運用状況を合法性と合理性の観点から監査し、その結果に基づく指摘及び改善・合理化への助言・提案等を通じて、経営の合理化及び効率性の向上並びに法令等の遵守、資産の保全を図り、もって社業の発展に寄与することを目的としております。

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直属の内部監査担当者1名を置き、当社と利害関係のない公認会計士事務所と共同で内部監査計画に基づき実施しております。

### 5. 会計監査

当社は、PwC京都監査法人により、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、若山聡満氏、齋藤勝彦氏の2名であります。

### 6. 顧問弁護士

当社は、森・濱田松本法律事務所と顧問契約を締結し、コンプライアンスに関して適宜助言等を受けており、コンプライアンス体制の強化を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率化と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、社外取締役や社外監査役を選任することで社外の客観的な視点を取り入れた、実効性のある企業統治体制を構築しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                              | 補足説明                                                                                          |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 当社は、多くの株主に出席頂くために、株主総会集中日を避けた日程を設定する方針であります。                                                  |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 当社は、株主議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。また、招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 書面投票に加え、三井住友信託銀行株式会社が運営する議決権行使Webサイトシステムの利用によるパソコン等からの電磁的投票を検討しております。                         |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 予定はありませんが、必要に応じて検討致します。                                                                       |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 予定はありませんが、必要に応じて検討致します。                                                                       |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                      | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社Webサイトにて公表予定であります。                                                                      |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向け説明会を適宜開催予定であります。                                                                   | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家への訪問を計画しており、各説明会での発表や訪問等については新村祐三が直接対応を行う予定であります。 | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 現在のところ開催予定はありませんが、必要に応じて検討してまいります。                                                        | なし            |
| IR資料のホームページ掲載           | 上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等々を掲載する予定であります。                               |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 株式上場後におきましては、管理本部をIR活動担当部署とし、常務取締役管理本部長をIR活動の統括責任者とする予定であります。                             |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                         |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、企業の社会的責任を認識し、企業理念、行動指針を制定し、グループの全役職員に対し、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して、適時に情報を提供していく方針であります。                                        |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として平成28年11月21日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係の処断についての基本方針・基準として、「反社会的勢力への対応に関する規程」「反社会的勢力への対応ガイドライン」を制定し、管理本部を主管部門として、その内容の周知・徹底を図っております。また、年1回の全社コンプライアンス研修においても、全役職員向けに注意喚起を図っております。

上記を受け、新規顧客の取引開始時や外注・購買・仕入等の発注時には、事前に管理部門において反社会的勢力かどうかの属性調査及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集するよう、業務フローを整備した上で取引開始を実行するなど、業務体制を確立しております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。継続取引先においても、年1回の取引先全社の調査を行っております。

また、所轄警察署や暴力追放運動推進センターとの関係を強化するべく、速水管理本部長を不当要求防止責任者に選任しております。

## その他

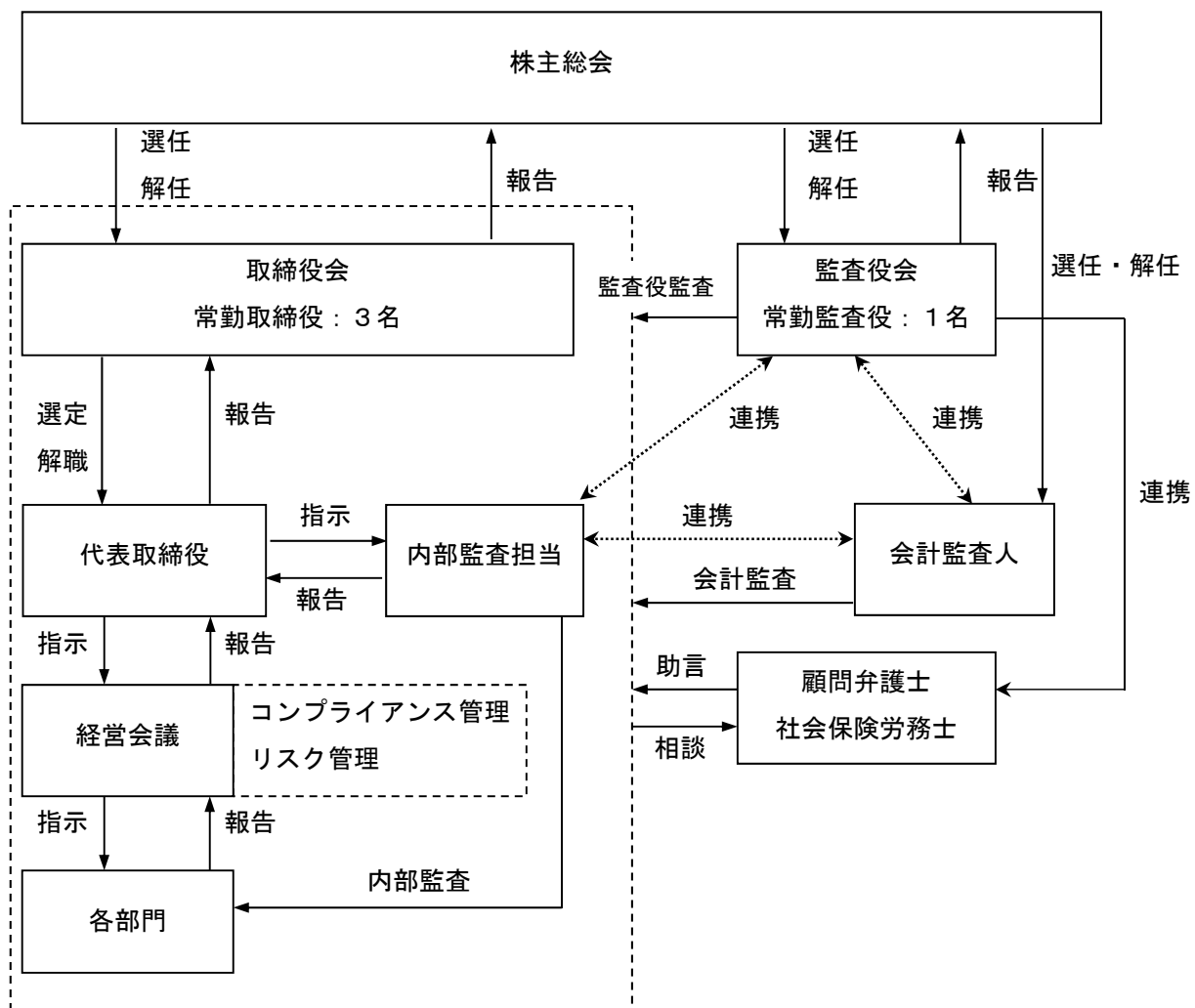
### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

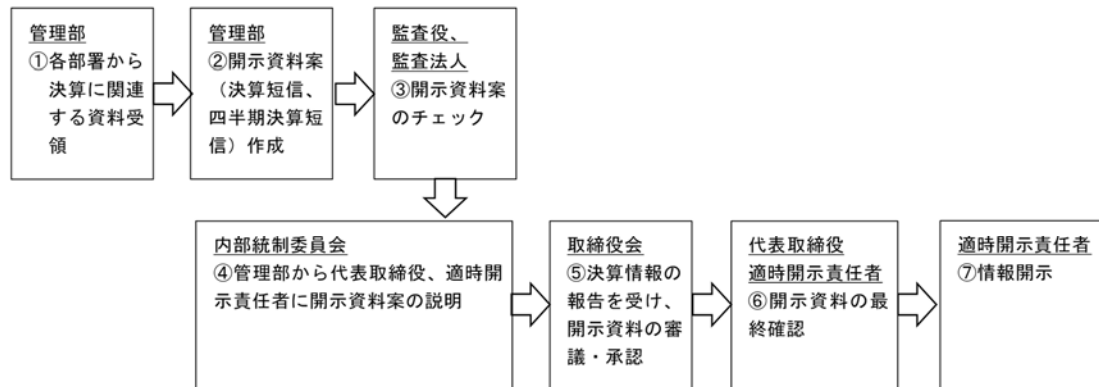
【模式図(参考資料)】



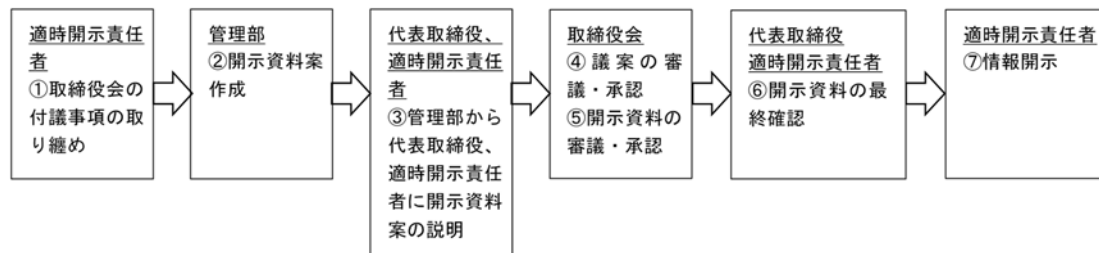
【適時開示体制の概要（模式図）】

【別紙】情報開示体制図

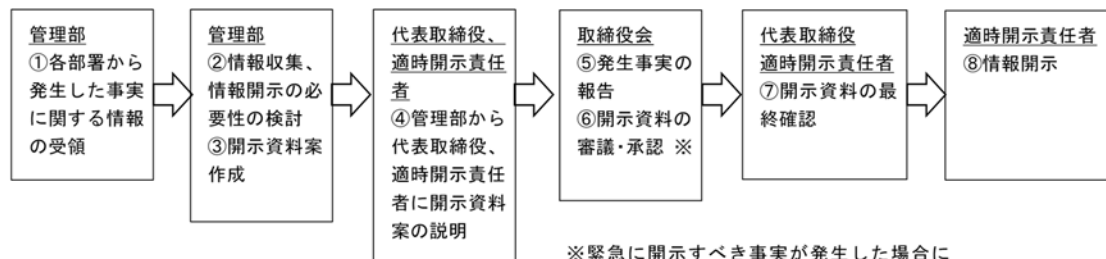
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付